

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年一月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年十月二十四日奈良県指令建第一一〇一七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十二月二十七日建第一〇〇六七号
公共施設に関する工事の検査済証 令和四年十二月二十七日建第五七九〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡明日香村大字真弓一五七八番一及び一五七八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡明日香村大字真弓一五七八番地

池ノ窪自治会 代表者 西窪義明

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 高市郡明日香村大字真弓一五七八番二

一 許可番号

令和四年九月十三日奈良県指令建第一一〇一五二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十二月二十七日建第一〇〇六八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字勝目六四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市良福寺四七五番地の五

有限会社昇陽ハウジング 代表取締役 浅利賢也